

# 後見人制度と 意思決定支援についての Q&A



## Q1. このガイドラインはなぜ作成されたのですか？

A. 平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」は、補助人、保佐人、後見人（以下「後見人等」といいます。）が、本人の財産を管理するだけではなく、本人の意思を尊重した支援をすることを求めていました。意思決定支援の考え方を踏まえてどのような事務を行えばよいかについて後見人等に具体的なイメージを持ってもらうためにこのガイドラインが作成されました。

## Q2. 意思決定支援とは何でしょうか？

A. このガイドラインは、判断能力が低下した本人であっても、「自分のことは自分で決める」ことができるという考えに立っています。意思決定支援とは、支援者らが、本人に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」のを支えるための実践のことを行います。

## Q3. 後見人等は、どのような場合に意思決定支援を行うのでしょうか？

A. 本人にとって重大な影響を生じるような契約をする場合などに、意思決定支援をすることになります。例えば、施設に入所するかどうかなど本人の住む場所に関する決定を行う場合や、自宅や高額の資産を売却する場合、特定の親族に多額の贈与をする場合などが考えられますが、一般的には大きな影響のなさそうな事柄であっても、本人にとっては一大事であることもありますので、ケースバイケースで判断する必要があります。

## Q4. 後見人等は、意思決定支援のプロセスにどのように関わることを 求められるのでしょうか？

A. 後見人等としては、本人を支援するチーム全体が意思決定支援のプロセスを丁寧に踏んでいるかに気を配ることが重要です。具体的には、支援チームのメンバーがバランスよく選ばれているか、本人がミーティングに安心して参加できる環境（時間、場所、方法）が整えられているか、本人の気持ちや個性に沿った工夫がされているか等をチェックします。また、実際のミーティングの場面では、本人が取り残されることがないように、本人のペースに合わせた進行がされているかに気を付ける必要があります。

## Q5. 支援チームには、どのような人に参加を求めるべきでしょうか？

A. 支援チームには、本人の日常的なコミュニケーションの方法をよく知っている方、専門的なアドバイスができる方、本人に適切な選択肢を示すことができる方などがバランス良く加わっていることが望されます。また、本人が希望する場合には、本人が信頼する方（例えば友人）が加わることもあります。

## Q6. 本人を交えたミーティングでは、 多くの人に囲まれると本人が気後れしないでしょうか？

A. ミーティングを行う前に、本人に予めミーティングの趣旨を説明しておくことが大事です。その際に、ミーティングのメンバーや日時、場所などのほか、「自分で自分のことを決める」ことが大切であること、そのためには参加者ができる限り協力すること、参加者は本人の気持ちを第一に考える所以安心して話をしてほしいことなどを伝えます。本人が委縮することが予想される場合は、メンバーを分け、ミーティングを何回かに分けて行うなどの工夫をすることもあります。

## Q7. 本人がうまく言葉を話せないとき、 どうやって意思の確認をすればよいのでしょうか？

A. 本人の特性を踏まえながら、例えば、タブレット端末、パンフレット、写真、絵カードなどを用いたり、施設を実際に見学するなどの体験をしてもらったりするなど、本人が理解しやすいような工夫をしてコミュニケーションをとることが大事です。言葉を話せなくても、身振り、表情、目の動きやまばたきなどで意思を表現できる方もいらっしゃいます。また、日時や場所、同席する相手などの環境を変えることで、本人が意思を表現することもあります。

## Q8. いろいろと工夫して支援をしましたが、本人が意思決定することが困難です。 しかし、決定をこれ以上先延ばしにできないときには、どうすればいいのでしょうか？

A. まず、支援チームが本当に本人への支援を尽くしたといえるかどうかについて、十分に振り返る必要があります。その上で、本人の意思決定や意思確認がその時点ではどうしても困難であり、これ以上決定を先延ばしにできない場合には、後見人等が本人に代わって決定を行うことがあります（これを「代行決定」と言います）。この代行決定のプロセスは慎重に進める必要があるので、ガイドラインをよく読みながら対応してください。

## Q9. 意思決定支援や代行決定のプロセスは記録する必要がありますか？

A. 意思決定支援や代行決定が適切に行われたかどうかを後見人自身や支援者らが把握するためにも、記録しておく必要があります。ガイドラインには、場面に応じた「アセスメントシート」が掲載されていますので、こちらもご活用ください。